



 公益社団法人 岐 阜 県 森 林 公 社
 中間

 TEL,0575-33-4011
 https://gifu-shinrin.or.jp/





公益社団法人 木曽三川水源造成公社 USER TEL.0575-33-4011 http://www.kiso3sen.org/about/ USER TEL.0575-33-4011





森林の役割

日本は豊かな森林に恵まれた国です。

国土の67%(約2,500万ヘクタール)は森林で、

そのうち約40%(約1,000万ヘクタール)は人が植えて育てた人工林です。

森林は、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしています。

例えば、右記のような役割があります。

水資源のかん養

森林は 水を蓄えることで、 水資源の安定供給を 助けます。

木材の 生産

森林は木材を提供し、

建築や製紙など さまざまな用途に

利用されます。

土砂流出の 防止

森林の根が 土壌をしっかりと固定し、 土砂の流出を 防ぎます。

二酸化炭素の 吸収

森林は大気中の 二酸化炭素を吸収し、 地球温暖化の進行を 緩和します。









特に注目されているのが、森林の二酸化炭素吸収能力です。

森林は、二酸化炭素を吸収して炭素として樹木や地中に蓄えます。 まさに、二酸化炭素を貯蔵する巨大なタンクのような存在です。このような森林の 役割を理解し、大切にすることが、私たちの未来を守ることにつながります。

森林が一年間に吸収する二酸化炭素量

日本の森林の二酸化炭素吸収量は、年間9,700万トン。 これは約2億人分の排出量になります。



岐阜県の森林面積は86万2千ha、 県土の81%を占めています。 このうち、岐阜県森林公社は、約1万4千ha、 木曽三川水源造成公社は、約1万1千haで、



公益社団法人 岐阜県森林公社

公社概要

称/公益社団法人 岐阜県森林公社

公社の所在地/【本 社】 岐阜県美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎内 【岐阜県林業労働力確保支援センター(森のジョブステーションぎふ)】

岐阜県美濃市曽代88 岐阜県立森林文化アカデミー内

【高 山 出 張 所 】 高山市上岡本町7-468 岐阜県飛騨総合庁舎内 【白山林道管理事務所】 大野郡白川村大字馬狩字幅上246-4

設立年月日等/昭和41年11月1日 社団法人岐阜県林業公社として設立

昭和59年12月14日 森林整備法人として認可

平成 9 年 4 月 1 日 社団法人岐阜県森林公社に名称変更 平成25年 4 月 1 日 公益社団法人岐阜県森林公社に移行

設立目的

県、市町村並びに県内森林組合等を社員として、社団法人岐阜県林業公社が設立されました。民間ではできな い奥地の森林整備に取り組むこととなり、資金や作業能力の制約等から森林所有者等による自主的な造林が 困難な場合に、県、市町村に代わって、分収方式による造林を行うこととなりました。

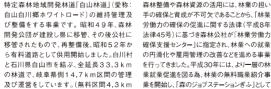




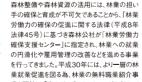




「分収造林特別措置法(昭和33年法律57 号)」に基づいて、土地所有者から預かった 生長した木材は適期に伐採し、公社と土地 所有者とで、木材販売に伴う収益を分収し ます。岐阜県各地の奥山に昭和41年から、 植林し平成17年までに約1万4千haの森 林を整備しました。



林貫労働力対策事業 (森のジョブステーションぎふ)





は白川村の管理に移行されています。)



「岐阜県森林公社」が適正に間伐を行った森林は、温室効果ガス(二酸化炭素)が吸収されたとして、 J-クレジット制度の認証を受けています。

公益社団法人 木曽三川水源造成公社

公社概要

称 / 公益社団法人 木曽三川水源造成公社

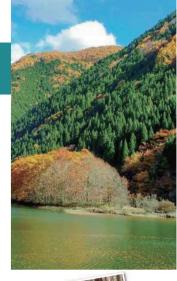
公社の所在地/ 岐阜県美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎内

設立年月日等/昭和44年1月23日 社団法人木曽三川水源造成公社として設立 昭和59年12月14日 森林整備法人として認可

平成25年4月1日 公益社団法人木曽三川水源造成公社に移行

設立目的

岐阜県、愛知県、三重県を流れる木曽三川(長良川、揖斐川. 木曽 川)の水源かん養や治水を目的として、岐阜県、愛知県、三重県、 名古屋市等を社員として、社団法人木曽三川水源造成公社が設 立され、木曽三川上流域の森林整備を行うことになりました。



金林整備事業



公社の主軸となる事業で、木曽三川の最上流部の水源地帯を対象に、昭和44年度から分収造林、公社有林造林、 育成天然林整備等の各種事業を実施し、平成10年度までに総計1万1千haの水源林を整備しました。

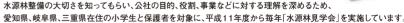
01 分収造林事業

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)に基づき、土地所有者から 預かった土地に、地元の森林組合が造林者、公社が費用負担者となり、 スギ、ヒノキ等を植え、育て、将来生長した木材を伐採したときに土地所有 者と木材販売に伴う収益を分収する事業です。

02 公社有林造林事業

森林の乱開発による災害防止機能、水源涵養機能の低下が危惧された ことから、木曽三川上流域の森林1,856haを公社有林として取得しま した。そのうち約4割はヒノキ、スギ等による造林を行い、約6割は天然林と して管理を行っています。

曾及密角軍爵









森林クレジットの取り組み



「木曽三川水源造成公社」が適正に間伐を行った森林は、温室効果ガス(二酸化炭素)が吸収されたとして、 J-クレジット制度の認証を受けています。